

令和2年度 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金募集要項

1 応募資格

次の(1)の指定地域枠又は(2)の業種指定枠において、それぞれの要件①から⑤までのすべてを満たす方

(1) 指定地域枠

①対象者

(ア) 学生

申請時に、大学等の最終学年又はその1年前の学年の在籍生で、かつ、就業先が決まっていない方。

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生以上 博士課程：最終学年又はその1年前の学年
大学（6年制）	5年生以上
大学	3年生以上
短期大学、高等専門学校等の専攻科	1年生以上
高等専門学校	4年生以上
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生以上 3年制課程の場合：2年生以上 4年制課程の場合：3年生以上

(イ) 既卒者

申請時に、大学等（上記（ア）に記載の学校）を卒業後3年以内で、かつ、三重県内での就業先が決まっていない方。（Uターンとなる県外居住者が対象）

②居住地域

「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成28年三重県規則第68号）」で定める地域（以下、「指定地域」という。）への定住を希望する方。

③対象企業・対象業種

企業・団体で常勤雇用として就業を希望する方又は個人事業主等として就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

④対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の方。ただし、既卒者の場合は、申請時に、同上の奨学金を返還中である方。

⑤年齢

令和2年3月31日時点で35歳未満の方

(2) 業種指定枠

①対象者

(ア) 学生

申請時に、大学等の最終学年又はその1年前の学年の在籍生で、かつ、就業先が決まっていない方。

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生以上 博士課程：最終学年又はその1年前の学年
大学（6年制）	5年生以上
大学	3年生以上
短期大学、高等専門学校等の専攻科	1年生以上
高等専門学校	4年生以上
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生以上 3年制課程の場合：2年生以上 4年制課程の場合：3年生以上

(イ) 既卒者

申請時に、大学等（上記（ア）に記載の学校）を卒業後3年以内で、かつ、三重県内での就業先が決まっていない方。（Uターンとなる県外居住者が対象）

②居住地域

三重県内への定住を希望する方。

③対象企業・対象業種

県内に本社を有する企業・団体で常勤雇用として、「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則」（平成28年三重県規則第68号）で定める産業への就業（以下、「指定業種」という。）を希望する方又は県内に主たる事業所を有する個人事業主等として指定業種への就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

④対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の方。ただし、既卒者の場合は、申請時に、同上の奨学金を返還中である方。

⑤年齢

令和2年3月31日時点で35歳未満の方。

2 募集人数

事業全体で40人とし、指定地域枠（15名）、業種指定枠（25名）のいずれかの申請が予定数に満たない場合は、他方で活用します。

3 募集期間

令和2年7月11日（土）から令和3年1月29日（金）まで

4 助成内容

（1）助成金額

（学生）在学中に借受予定の奨学金総額の1/4にあたる額（上限100万円）

（既卒者）支援対象者として認定された時点の奨学金借受残額の1/4にあたる額
（上限100万円）

（2）助成条件

（学生）大学等を卒業後、就業し、対象地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

（既卒者）申請後、就業し、認定された年度の翌年度から対象地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

5 指定地域枠の対象となる指定地域

指定地域は、次の地域です。

○離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する地域

○山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた山村

○半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域

○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する地域

○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項（同法第32条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域

○三重県準過疎地域自立促進要綱（平成28年三重県告示第487号）第2条（第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第7条第2項の規定により準過疎地域とみなされる区域

【参考】上記法律等で規定される地域

①全域が対象となる市町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

②一部の地域が対象となる市町

桑名市 ……(旧多度町)古美

いなべ市……(旧北勢町)十社、川原、二之瀬、田辺、小原一色、鼓
……(旧藤原町)立田、白瀬、西藤原、篠立、古田、鼎

鈴鹿市 ……深伊沢

亀山市 ……(旧亀山市)白川、野登、坂本
……(旧関町)全域

津市 ……(旧久居市)榊原
……(旧芸濃町)河内
……(旧美里村)全域
……(旧白山町)家城、倭、八ツ山、大原
……(旧美杉村)全域

松阪市 ……(旧松阪市)全域
……(旧飯南町)全域
……(旧飯高町)全域
……(旧嬉野町)宇気郷、中郷、嬉野小原・上小川

伊賀市 ……(旧上野市)丸柱、花垣、古山、比自岐、擧見、大滝、桂、きじが台、
諏訪
……(旧阿山町)玉滝、丸柱、槇山、内保、音羽
……(旧大山田村)全域
……(旧青山町)全域

名張市 ……国津

6 業種指定枠の対象となる指定業種

指定業種は、日本標準産業分類に定める産業のうち、次の産業です。

- A 農業、林業
- B 漁業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、
[中分類]電気業、ガス業、熱供給業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業（ただし、小分類の貸金業、質屋を除く）
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、
[中分類]洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業
[中分類]娯楽業のうち、[小分類]公園、遊園地
- O 教育、学習支援業のうち、
[中分類]学校教育
[中分類]その他の教育、学習支援業のうち、[小分類]社会教育、職業・教育支援施設
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）のうち、
[中分類]政治・経済・文化団体のうち、[小分類]経済団体

7 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、提出期限までに（2）の提出先まで郵送（配達証明郵便）又は持参するものとします。

（1）申請書類

- ①申請書（様式第1号）
- ②奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの（ただし、既卒者の場合は奨学金返還証明書）
- ③履歴書（様式第2号－1^{※1}、第2号－2）
- ④在学証明書（ただし、既卒者の場合は卒業証明書）
- ⑤在籍大学等の推薦書（様式第3号）（学生の場合のみ）

^{※1}申請区分が、指定地域枠であって、かつ居住を希望する地域が、過疎地域又は準過疎地域の場合、審査において一定の配慮を行います。

※生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、次の書類を提出いただいた場合、審査において一定の配慮を行います。

- (ア) (生活保護受給世帯の場合)
生活保護受給証明書 (令和2年7月1日現在)
- (イ) (市町村民税所得割非課税世帯の場合)
所得課税証明書 (令和元年分)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

(3) 提出期限

令和3年1月29日 (金) 消印有効
※郵送の場合は、配達証明郵便を利用すること

8 審査

審査は、書面審査 (第1次審査) と面接審査 (第2次審査) により行います。
面接審査 (第2次審査) は、書面審査 (第1次審査) を通過された方を対象として、令和3年2月20日 (土) に三重県津市内で実施する予定です。

9 支援対象者の認定【指定地域枠・業種指定枠 共通】

県は、面接審査 (第2次審査) 後、令和3年2月下旬までに審査結果の通知、支援対象者の認定を行います。

なお、認定を受けただけでは助成金は交付されません。

10 状況報告【指定地域枠・業種指定枠 共通】

支援対象者は、助成金 (全額) を受けるまでは、居住や就業等の状況について、毎年度、県に報告を行うものとします。

11 助成金の交付

(1) 交付申請及び交付決定

①指定地域枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

②業種指定枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(2) 助成金の支払い(第1回)【指定地域枠・業種指定枠 共通】

県は、交付決定後、支援対象者から助成金請求書を受領した場合、助成金額の1/3を交付します。

(3) 実績報告及び額の確定

①指定地域枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

②業種指定枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

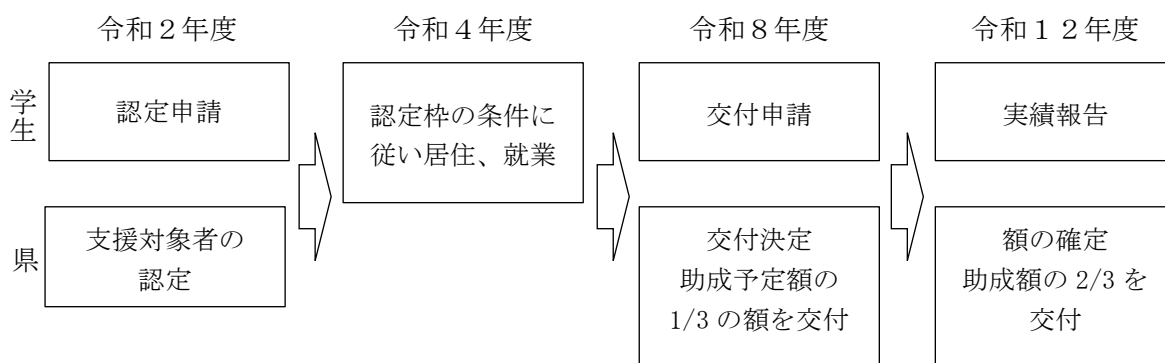
県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(4) 助成金の支払い（第2回）【指定地域枠・業種指定枠 共通】

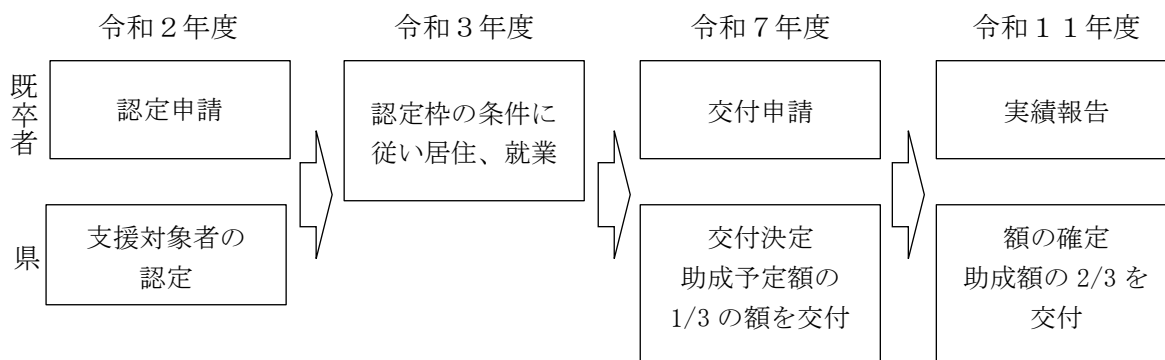
県は、額の確定後、支援対象者から助成金請求書を受領した場合、助成金額の残額を交付します。

12 助成金交付までの流れ（認定後の手続き）【指定地域枠・業種指定枠 共通】

【学生】例：大学3年生の時点で認定申請した場合



【既卒者】



13 問い合わせ先

〒514-8570 三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

電話 059-224-2009

FAX 059-224-2069

メール sensomu@pref.mie.lg.jp